

# 岐阜県公報

## 目次

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例	(財政課)	八
岐阜県職員退職管理に関する条例	(人事課)	八
岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	(同)	九
岐阜県職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	九
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	九
岐阜県事務所等設置条例の一部を改正する条例	(同)	一四
岐阜県行政不服審査会条例	(同)	一五
岐阜県情報公開条例等の一部を改正する条例	(法務・情報公開課)	一五
岐阜県職員退職料給与条例及び岐阜県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	(同)	一六
岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	(職員厚生課 人事課)	二二
清流の国ぎふ大学生等奨学金条例	(職員厚生課)	二三
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(清流の国づくり政策課)	二三
岐阜県消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	(市町村課)	二五
岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(県民生活相談センター)	二六
岐阜県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例	(健康福祉政策課)	二七
	(地域医療推進課)	二七

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる  
ときは翌日

号外(一) 平成二十八年 三月二十九日

岐阜県クリーニング師試験委員等設置条例及び岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(生活衛生課)	二七
岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	(高齢福祉課)	二八
岐阜県介護人材確保対策基金条例を廃止する等の条例	(同)	三一
岐阜県指定障害福祉サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例及び岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(障害福祉課)	三一
岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(地域福祉国保課)	三四
岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(子育て支援課、子ども家庭課)	三四
岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)	三五
岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(商工政策課)	三五
岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例	(産業技術課)	三五
岐阜県農政審議会設置条例の一部を改正する条例	(農政課)	三六
岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(農政課、林政課)	三六
岐阜県森林づくり基本条例の一部を改正する条例	(林政課)	三七
岐阜県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例	(道路維持課)	三七
岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例	(都市政策課)	三七

平成二十八年三月二十九日

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(同)	三八
岐阜県建築審査会条例の一部を改正する条例	(建築指導課)	五〇
岐阜県営住宅条例の一部を改正する条例	(公共建築住宅課)	五一
岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(水道企業課)	五一
例	(議事調査課)	五二
岐阜県中小企業・小規模企業振興条例	(同)	五四
岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例	(同)	五四

**本号で公布された条例のあらまし**

- 岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例(条例第四号)
  - 岐阜県研究開発推進基金を廃止することとした。(第二条関係)
  - この条例は、公布の日から施行することとした。
  - 岐阜県職員の退職管理に関する条例(条例第五号)
  - 「地方公務員法」の一部改正に鑑み、次の事項を定めることとした。
    - 1 元職員による現職職員への働きかけの規制
      - 法に定めるもののほか、営利企業等に再就職した元職員のうち、離職前五年より前に国の部長又は課長の職に相当する職に就いていた者は、その時の職務に関する現職職員への働きかけを、離職後二年間行ってはならないこととした。(第一条関係)
    - 2 再就職情報の届出
      - (一) 管理又は監督の地位に就いていた元職員は、離職後五年間、営利企業等への再就職をした場合は、任命権者に届け出なければならないこととした。(第三条関係)
      - (二) (一)の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一〇万円以下の過料に処することとした。(第四条関係)
  - この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。
  - 岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例(条例第六号)
  - 岐阜県職員定数条例の一部改正
    - 県職員の定数を一〇三人増員することとした。(第一条関係)
- (内訳)
- 1 増員するもの
    - (一) 美術館、現代陶芸美術館、情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミー 二人
    - (二) 教育委員会の事務部局 五人
    - (三) 学校 七八人
    - (四) 警察 二〇人

2 減員するもの

知事の事務部局（情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員（都市建築部を除く。）） 二人

二 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正

市町村立学校職員の定数を八六人減員することとした。（第二条関係）

（内訳）

1 小学校及び中学校

八一人

2 特別支援学校

五人

三 この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例（条例第七号）

一 「地方公務員法」の一部改正に伴い、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理を徹底するため、次の条例について所要の規定の整備を行うこととした。

1 岐阜県職員の分限に関する条例

人事評価に照らして勤務実績がよくない場合であつて、その職務を遂行することが困難と認められるときは、職員の降給をすることができることとした。（第一条の二、第四条関係）

2 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

（一）級別標準職務表を定めることとした。（第五条及び別表第六関係）  
（二）勤勉手当については、職員の基準日以前の直近の人事評価結果及び基準日以前六箇月以内の期間の勤務状況に応じて支給することとした。（第二十五条関係）

（三）その他所要の規定の整理を行うこととした。

3 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

任期付研究員の号給の決定の基準となる職務を定めることとした。（第五条関係）

4 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例

任期付職員の号給の決定の基準となる職務を定めることとした。（第四条関係）

5 岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

人事行政の運営の状況に関し任命権者が知事に対し報告をする事項に、人事

評価の状況及び退職管理の状況を加えることとした。（第三条関係）

6 次の条例について、所要の規定の整理を行うこととした。

（一）岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例  
（二）外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇に関する条例  
（三）岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（条例第八号）

一 岐阜県人事委員会の平成二七年一〇月八日付けの給与についての勧告に鑑み、地域手当の支給割合を改定することとした。（第二条の二及び第二二条の三関係）

二 特殊勤務手当のうち、防疫等作業手当について、対象業務及び支給額の見直しを行うこととした。（第二〇条関係）

三 その他所要の規定の整理を行うこととした。

四 この条例は、三の一部を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

岐阜県事務所等設置条例の一部を改正する条例（条例第九号）

一 「岐阜県中濃保健所」の名称を「岐阜県可茂保健所」に変更することとした。（第三条関係）

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。

岐阜県行政不服審査会条例（条例第一〇号）

一 「行政不服審査法」の改正に伴い設置することとされた岐阜県行政不服審査会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることとした。

1 岐阜県行政不服審査会は、委員六人以内で組織することとした。（第二条関係）

2 委員は、公正に判断することができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者から知事が任命することとした。（第二条関係）

3 委員の任期は、三年とすることとした。（第三条関係）

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。（第四条関係）

5 4に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処することとした。（第九条関係）

6 その他岐阜県行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項について規定することとした。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。

岐阜県情報公開条例等の一部を改正する条例(条例第一一〇号)

一 「行政不服審査法」の改正に伴い、次の条例について所要の規定の整備を行うこととした。

1 岐阜県情報公開条例及び岐阜県個人情報保護条例

(一) 公開決定等に係る審査請求は、国と同様に情報公開審査会及び個人情報保護審査会において審理するため、「行政不服審査法」の審理員による審理手続に関する規定を適用除外とすることとした。

(二) 情報公開審査会及び個人情報保護審査会に諮問する案件に、公開請求等に係る不作為についての審査請求を加えることとした。

(三) その他所要の規定の整理を行うこととした。

2 岐阜県総務関係手数料徴収条例、岐阜県企画経済関係手数料徴収条例、岐阜県農林関係手数料徴収条例及び岐阜県土木関係手数料徴収条例

(一) 審査請求及びこれに類似する手続における提出書類等の写し等の交付に關し、提出書類等写し等交付手数料を新たに徴収することとした。

(二) その他所要の規定の整理を行うこととした。

3 次の条例について、所要の規定の整理を行うこととした。

(一) 岐阜県税条例

(二) 岐阜県職員退職手当条例

(三) 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(四) 岐阜県事務処理の特例に関する条例

(五) 岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員退職料給与条例及び岐阜県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例(条例第一一一号)

一 「刑法」の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。

1 岐阜県職員退職料給与条例

2 岐阜県職員の分限に関する条例

二 この条例は、「刑法等の一部を改正する法律」の施行の日から施行することとした。

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第一一二号)

一 「地方公務員災害補償法施行令」の一部改正に鑑み、傷病補償年金等の支給に係る調整率を〇・八八とすることとした。(付則第五条関係)

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例(条例第一四〇号)

一 県外の大学等に在学し、将来地元で活躍する意志がある学生の修学を支援することにより、県内への移住を促進するため、清流の国ぎふ大学生等奨学金を創設することとした。

1 奨学金の貸与の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。こととした。(第二三条関係)

(一) 県内の高等学校等を卒業した者であること。

(二) 県外に住所を有し、かつ、県外の大学等に在学していること。

(三) 申請をする時に未成年である場合は、親権者等が県内に住所を有すること。

(四) 大学等を卒業した後、県内で就職する意思があると認められること。

(五) 学業成績が優秀であると認められること。

(六) 経済的な理由により修学が困難であると認められること。

2 奨学金は、月額三万円とし、大学等を卒業するまでの間、無利息で貸与することとした。(第四及第五五条関係)

3 大学等を卒業した日の翌月から六月以内に県内に居住・就業し、引き続き五年間継続して県内に居住・就業した者について、奨学金の返還を免除することとした。(第一〇条関係)

4 その他奨学金の貸与に関し、必要な事項を定めることとした。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第一五〇号)

一 市町村への権限移譲に伴い、次の分野における知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするために必要な事項を定めることとした。(別表第一関係)

1 消防防災関係(「火災類取締法」など四法令二四六項目)

- 2 環境・生活関係（「特定非営利活動促進法」など二法令二八項目）
- 3 保健・福祉関係（「老人福祉法」など二法令六項目）
- 4 国土利用・都市計画関係（「流通業務市街地の整備に関する法律」など二法令一五項目）
- 二 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 三 この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（条例第一六号）
- 一 「消費者安全法」の一部改正に伴い、新たに条例で定めることとされた消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を定めることとした。
- 1 消費生活センターの組織及び運営に関する事項として、次の事項を定めることとした。
  - (一) 消費生活センターには、消費生活センターの長及び職員を置くこととした。（第三条関係）
  - (二) 消費生活センターには、消費生活相談員資格試験に合格した有資格者を消費生活相談員として配置することとした。（第四条関係）
  - (三) 消費生活相談員は、県民の消費生活に関する相談及び苦情の処理その他の消費生活の安定及び向上を図るための事務を行うこととした。（第五条関係）
  - (四) 消費生活相談員の実務経験を通じて体得した専門的な知識及び技術に配慮し、同一の者を再度任用することその他の適切な人材及び処遇の確保のために必要な措置を講ずることとした。（第六条関係）
- 2 消費生活相談等の実施により得られた情報について漏えい、滅失又は毀損の防止など情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることとした。（第八条関係）
- 3 その他消費生活センターの組織及び運営等に関し必要な事項について規定することとした。
- 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第一七号）
- 一 介護支援専門員の研修の拡充に伴い、次の研修に係る手数料の額を改定することとした。（別表第一関係）
- 1 介護支援専門員実務研修手数料
- 2 介護支援専門員再研修手数料

- 3 介護支援専門員更新研修手数料（実務経験の無い者に対する研修）
- 4 介護支援専門員更新研修手数料（実務経験の有る者に対する研修）
- 二 「歯科技工士法施行規則」の一部改正に伴い、歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料を廃止することとした。（別表第一関係）
- 三 この条例は、二に係る改正規定は公布の日から、一四に係る改正規定は平成二八年四月一日から、一三から三までに係る改正規定は公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。
- 岐阜県地域医療再生臨時特別基金条例を廃止する条例（条例第一八号）
- 一 岐阜県地域医療再生臨時特別基金を廃止することとした。
- 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県クリーニング師試験委員等設置条例及び岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第一九号）
- 一 調理師試験に関する事務を指定試験機関に行わせることに伴い、次の条例について規定の整備を行うこととした。
  - 1 岐阜県クリーニング師試験委員等設置条例
    - (一) 調理師試験委員を廃止することとした。（第一条関係）
    - (二) 一に伴い、題名を「岐阜県クリーニング師試験委員及び製菓衛生師試験委員設置条例」に改めることとした。
  - 2 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例
    - 所要の規定の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第二〇号）
- 一 「介護保険法」等の一部改正に伴い、七条例について所要の規定の整備を行うこととした。
- 1 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
  - (一) 小規模な通所介護事業所が市町村において指定、指導等を行う地域密着型サービスに移行することに伴い、指定療養通所介護に係る基準等を削除することとした。（第一〇四条、第一二一条関係）
- (二) その他所要の規定の整理を行うこととした。

2 次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。

- (一) 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
  - (二) 岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
  - (三) 岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
  - (四) 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
  - (五) 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
  - (六) 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県介護人材確保対策基金条例を廃止する等の条例(条例第二二二号)
- 一 岐阜県介護人材確保対策基金及び岐阜県介護人材確保特別会計を廃止することとした。
- 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例及び岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第二二二号)
- 一 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整備を行うこととした。
- 1 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- (一) 指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において自立訓練ができるよう新たな基準を定めることとした。(第一四一条の二及び第一五〇条の二関係)
  - (二) その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 所要の規定の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第二三三号)

- 一 岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金の県の拠出割合を〇・〇四一パーセントとすることとした。(第三条関係)
- 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第二四号)
- 一 「学校教育法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第二五号)
- 一 岐阜県子育て支援対策臨時特例基金の存続期限を平成二八年三月三十一日から平成三〇年六月三〇日に延長することとした。(附則第二項関係)
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第二六号)
- 一 「採石法」等の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、一部を除き、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第二七号)
- 一 「職業能力開発促進法施行規則」の一部改正に伴い、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。
- 1 高度職業訓練における職業訓練指導員の資格について、次に掲げる者を追加することとした。(第一〇条関係)
- (一) 高度養成課程、長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
  - (二) 短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、五年以上の実務経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- 2 高度職業訓練の訓練指導員の配置基準について、一名以上配置しなければならない者として1(一)に掲げる者を追加することとした。(第七条関係)
- 3 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県農政審議会設置条例の一部を改正する条例(条例第二八号)

- 一 「農業委員会等に関する法律」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。  
岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第二十九号)
- 一 「農産物検査法」の一部改正に伴い、登録検査機関登録申請手数料等を新たに徴収することとした。(別表関係)
- 二 「農業倉庫業法」の廃止に伴い、農業倉庫に係る登録免許税非課税証明書交付手数料を廃止することとした。(別表関係)
- 三 木材含水率測定手数料の額を改定することとした。(別表関係)
- 四 この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。  
岐阜県森林づくり基本条例の一部を改正する条例(条例第三〇号)
- 一 国民の祝日として「山の日」が加えられたことに鑑み、「きぶ山の日」を廃止することとした。(第二二条関係)
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。  
岐阜県道路路占用料等徴収条例の一部を改正する条例(条例第三二号)
- 一 「電気事業法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。  
岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例(条例第三三号)
- 一 「屋外広告物法」の規定に基づき、景観行政団体である恵那市が屋外広告物の規制等を定める条例の制定及び改廃に関する事務を処理することとした。(第四九条関係)
- 二 「岐阜県屋外広告物条例」の一部改正に伴い、「岐阜県事務処理の特例に関する条例」について所要の規定の整理を行うこととした。
- 三 この条例は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。  
岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第三三三号)
- 一 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の施行に伴い、性能向上計画認定申請手数料等を新たに徴収することとした。(別表第一関係)
- 二 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、次のとおり改定することとした。(別表第一関係)

1 簡易な計算方法による場合の手数料を新たに徴収することとした。

- 2 登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書を添付する場合について、登録住宅性能評価機関等の事前審査を経た場合と同等の手数料に減額するため、所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 既存住宅の増築又は改築を行う場合においても長期優良住宅の認定が可能となったことに伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等を改定することとした。(別表第一関係)
- 四 この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。  
岐阜県建築審査会条例の一部を改正する条例(条例第三四号)
- 一 「建築基準法」の一部改正に伴い、建築審査会の委員の任期(二年)を定めることとした。(第三三条関係)
- 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。  
岐阜県営住宅条例の一部を改正する条例(条例第三五号)
- 一 「公営住宅法施行令」の一部改正に伴い、入居者の収入の算定について、非婚の母(父)を専婦(専夫)控除の対象とすることとした。(第二二条関係)
- 二 この条例は、平成二八年一〇月一日から施行することとした。  
岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第三六号)
- 一 県と使用者との契約により支払を受けていた経営負担金を工業用水道料金として徴収するため、工業用水道料金を改定することとした。(第一六条関係)
- 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。  
岐阜県中小企業・小規模企業振興条例(条例第三七号)
- 一 小規模企業をはじめとする中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とすることとした。(第一一条関係)
- 二 中小企業の振興について、基本理念を規定することとした。(第三二条関係)
- 三 県の責務、市町村、中小企業団体、大企業者、金融機関及び大学等の役割、中小企業者の努力、県民の協力並びに教育の充実について規定することとした。(第四条、第二二条関係)
- 四 県は、中小企業の振興のために必要な施策を講ずるとともに、小規模企業の事情に配慮することとした。(第二三条、第一五五条関係)
- 五 この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。  
岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例(条例第三八号)

- 一 障害を理由とする差別を解消し、障害のある人も障害のない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる社会（以下「共生社会」という。）の実現を図り、もって県民の福祉の増進に寄与することを目的とするものとした。（第一条関係）
- 二 共生社会の実現について、基本理念を規定するものとした。（第三条関係）
- 三 県の責務、障害者関係団体、県民及び事業者の役割並びに県と市町村及び障害者関係団体との連携等について規定するものとした。（第四条、第八条関係）
- 四 何人も、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないものとした。（第九条関係）
- 五 県は、共生社会の実現のため、県民会議の設置、啓発等その他の必要な施策を実施することとした。（第一〇条、第一五条関係）
- 六 この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四号

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例

岐阜県積立基金条例（昭和三十九年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。  
第二条の表岐阜県研究開発推進基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の退職管理に関する条例をここに公布する。

平成二八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五号

岐阜県職員の退職管理に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十八条の二第八項、第三十八条の六第二項及び第六十五条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職者による依頼等の規制）

第二条 法第三十八条の二第一項、第四項及び第五項の規定によるもののほか、再就職者（同条第一項に規定する再就職者をいう。）のうち、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第三十八条の二第一項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役員（同項に規定する役員をいう。）又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の五年前日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。（任命権者等への届出）

第三条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であつた者（退職手当通算予定職員（法第三十八条の二第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であつた者であつて引き続き退職手当通算法人（同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後五年間、営利企業（法第三十八条第一項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となつた場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員

会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

2 特定地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官をいう。）であつた者に対する前項の規定の適用については、同項中「法第三十八条の二第三項」とあるのは「国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第六十六条の二第四項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第三項」と、「離職した職又はこれに相当する職の任命権者」とあるのは「岐阜県公安委員会」とする。

（過料）

第四条 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第六号

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

（岐阜県職員定数条例の一部改正）

第一条 岐阜県職員定数条例（昭和二十四年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項の表知事の事務部局（情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員（都市建築部）を除く。）の項中「四、一三五人」を「四、一三三人」に改め、同表美術館、現代陶芸美術館、情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミーの項中「一〇人」を「一二二人」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「三四八人」を「三五三人」に改め、同表学校の項中「五、四三九人」を「五、五一七人」に、「四、六六七人」を「四、七四八人」に改め、同表警察の項中「三、九

一三人を「三、九三三人」に、「三、四八九人」を「三、五〇九人」に、「二二〇人を「二二一人」に、「二五四人」を「二五五人」に、「二、〇四四人」を「二、〇五六人」に、「一、〇七一人」を「一、〇七七人」に改め、同表合計の項中「二四、〇八五人」を「二四、一八八人」に改める。

（岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正）

第二条 岐阜県市町村立学校職員定数条例（昭和二十八年岐阜県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項の表小学校及び中学校の項中「二一、九二五人」を「二一、八四四人」に、「二一、三二六人」を「二一、二五二人」に改め、同表特別支援学校の項中「一五〇人」を「一四五人」に、「一四三人」を「一三八人」に改め、同表合計の項中「二一、一〇六人」を「二一、〇二〇人」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第七号

岐阜県職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

（岐阜県職員の分限に関する条例の一部改正）

第一条 岐阜県職員の分限に関する条例（昭和二十六年岐阜県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の三条を加える。

（降給の種類）

第二条の二 降給の種類は、降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

（降格の事由）

第二条の三 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに該当

するときは、当該職員をその意に反して降格することができる。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくないと認められる場合であつて、その職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

二 心身の故障のため、その職務の級に分類されている職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

三 前二号に規定する場合のほか、その職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を欠くと認められるとき。

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じたとき。

(降号の事由)

第二條の四 任命権者は、人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であつて、必要があると認めるときは、当該職員をその意に反して降号することができる。

第三條の見出しを「通知書の交付」に改め、同条中「若しくは免職又は休職」を「免職、休職又は降給」に改める。

第四條の見出し中「及び免職」を「免職及び降給」に改め、同条中「を降任し、又は免職する場合」を「の意に反して、降任し、免職し、又は降給する場合」に、「の各号」を「に掲げる各号」に改め、同条第一号中「第二十八條第一項第一号」の下に「又は第二條の三第一号若しくは第二條の四」を加え、「勤務成績評定書その他に基づき」を「人事評価その他勤務の状況を示す事実により」に、「良くない」を「よくない」に、「よらなければならぬ」を「よる」に改め、同条第二号中「第二十八條第一項第二号」の下に「又は第二條の三第二号」を加え、「指示して」を「指定して」に、「よらなければならぬ」を「よる」に改め、同条第三号中「第二十八條第一項第四号」の下に「又は第二條の三第四号」を加え、「又は免職する」を「免職し、又は降給する」に、「任命権者の裁量による」を「勤務実績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする」に改める。

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第二條 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十一年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一條中「第二十四條第六項」を「第二十四條第五項」に改める。

第五條第一項中「人事委員会が定める」を「別表第六の級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度合が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改め、同条第二項中「行政組織に関する法令等の趣旨に基づき、かつ、」を「前項の規定及び」に改める。

第五條の二の見出し中「職務の級及び」を削り、同条中「職務の級は六級とし、その」を削り、「人事委員会規則」を「人事委員会規則」に改める。

第二十一條中「別表第六」を「別表第七」に改める。

第二十五條第一項中「対し」の下に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

別表第六を別表第七とし、別表第五の次に次の一表を加える。

級別標準職務表

1 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	主事又は技師の職務
2級	高度の知識経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3級	主査若しくは技術主査又は主任若しくは主任技師の職務
4級	課長補佐若しくは技術課長補佐又は係長の職務
5級	困難な業務を行う課長補佐又は技術課長補佐の職務
6級	本庁の課長の職務
7級	困難な業務を行う本庁の課長の職務
8級	本庁の次長の職務
9級	本庁の部長の職務

2 公安職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務

1級	1 巡査の職務
2級	1 巡査長たる巡査の職務 2 高度の知識経験を必要とする業務を行う巡査の職務
3級	1 警察本部の主任の職務 2 専門的な知識経験を必要とする業務を行う巡査長たる巡査の職務
4級	1 警察本部の係長の職務 2 困難な業務を行う警察本部の主任の職務
5級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 困難な業務を行う警察本部の係長の職務
6級	困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務
7級	警察本部の課長の職務
8級	1 警察本部の部長の職務 2 困難な業務を行う警察本部の課長の職務
9級	困難な業務を行う警察本部の部長の職務

八 教育職給料表 (一) 級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1級	大学の教務職員の職務
2級	大学の助教又は助手の職務
3級	大学の講師の職務
4級	大学の准教授の職務
5級	大学の教授の職務
6級	大学の学長の職務

二 教育職給料表 (二) 級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1級	1 高等学校の講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務 2 特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿

舎指導員の職務	
2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は高度の知識経験を必要とする業務を行う実習助手の職務
特2級	高等学校又は特別支援学校の主任教諭又は指導教諭の職務
3級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務

ホ 教育職給料表 (三) 級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1級	中学校又は小学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2級	中学校又は小学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
特2級	中学校又は小学校の主任教諭又は指導教諭の職務
3級	中学校又は小学校の副校長又は教頭の職務
4級	中学校又は小学校の校長の職務

ヘ 教育職給料表 (四) 級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1級	専修学校の助教又は助手の職務
2級	専修学校の講師の職務
3級	専修学校の准教授の職務
4級	専修学校の教授の職務
5級	専修学校の校長の職務

ト 研究職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1級	補助的研究を行う研究員の職務
2級	1 専門研究員又は主任研究員の職務

2 級	知識経験を必要とする業務を行う研究員の職務
3 級	主任専門研究員の職務
4 級	1 試験研究機関の長の職務 2 部長研究員の職務
5 級	困難な業務を行う試験研究機関の長の職務

イ 医療職給料表 (一) 級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	医療業務を行う技師の職務
2 級	医療業務を行う医長又は技術主査の職務
3 級	1 医療機関の長の職務 2 医療業務を行う主任医長の職務
4 級	1 困難な統括業務を行う医療機関の長の職務 2 特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う主任医長の職務

ロ 医療職給料表 (二) 級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	技師の職務
2 級	相当高度の知識経験を必要とする業務を行う技師の職務
3 級	主任技師の職務
4 級	技術主査の職務
5 級	技術課長補佐又は係長の職務
6 級	現地機関の長又は課長の職務
7 級	困難な業務を行う現地機関の長の職務

又 医療職給料表 (三) 級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
------	-------------

1 級	技師の職務
2 級	相当高度の知識経験を必要とする業務を行う技師の職務
3 級	主任技師の職務
4 級	技術主査の職務
5 級	技術課長補佐又は係長の職務
6 級	現地機関の長又は課長の職務
7 級	困難な業務を行う現地機関の長の職務

(岐阜県教育職員給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例 (昭和四十六年岐阜県条例第三十七号) の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第四条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第十三条 岐阜県条例第五号) の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 (平成十二年岐阜県条例第四十八号) の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「人事委員会規則で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の号を加える。

- 一 第一号任期付研究員の基準となる職務 その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて、次の表の上欄に掲げる号別の区分「1」及び「2」の表の下欄に定める職務

号 別	標 準 的 な 職 務
一 号 別	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務
二 号 別	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験

二 号 給	<p>特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務</p>
四 号 給	<p>特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務</p>
五 号 給	<p>極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務</p>
六 号 給	<p>極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務</p>
<p>二 第二号任期付研究員の基準となる職務 次の表の上欄に掲げる号給の区分ごと に、同表の下欄に定める職務</p>	
号 給	<p>基 準 と な る 職 務</p>
一 号 給	<p>博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務</p>
二 号 給	<p>博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務</p>

三 号 給	<p>博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務</p>
号 給	<p>基 準 と な る 職 務</p>
一 号 給	<p>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務</p>
二 号 給	<p>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務</p>
三 号 給	<p>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務</p>
四 号 給	<p>特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務</p>
五 号 給	<p>特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務で重要なもの</p>
六 号 給	<p>極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務で重要なもの</p>
七 号 給	<p>極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務で特に重要なもの</p>

（岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）  
 第六条 岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年岐阜県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。  
 第二条第二項第三号中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。  
 （岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）  
 第七条 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年岐阜県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。  
 第四条第二項中「人事委員会規則で定める」を「次の表に掲げる」に改め、同項に次の表を加える。

第八条 岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年岐阜県条例第八号）の一部改正

四号)の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第九号とし、同条中第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 退職管理の状況

第三条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 人事評価の状況

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(岐阜県職員)の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日から平成二十九年十二月一日までの間における第二条の規定による改正後の岐阜県職員)の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第二十五条第一項の規定の適用については、同項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

(岐阜県職員)の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

3 岐阜県職員)の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年岐阜県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第十項第四号中「別表第六」を「別表第七」に改める。

岐阜県職員)の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第八号

岐阜県職員)の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

(岐阜県職員)の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員)の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十一年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項第二号中「百分の十五」を「百分の十四」に改め、同項第三号中「百分の十二」を「百分の十三」に改め、同項第五号中「百分の六」を「百分の八」に改め、同項第六号中「百分の三」を「百分の四」に改め、同項に次の一号を加える。

七 七級地 百分の一(人事委員会規則で定める地域にあつては、百分の三)

第十二条の三中「百分の十五」を「百分の十六」に改める。

第二十条第四項第三号中「職員が」の下に「狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)及び動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)の規定により」を加え、「三百二十円」を「五百円」に改め、同号イ中「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)第三十五条に規定する犬」を「犬又は猫」に改め、同号ロ中「狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第六号の規定による通常措置としての」を削る。

第三十七条の二第二項第二号中「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

(岐阜県職員)の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 岐阜県職員)の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年岐阜県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「除く。」には「の下に」を「の下に」平成三十年三月三十一日までの間」を加える。

附則第八項の見出し及び同項中「平成三十年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第一条及び次項の規定は平成二十八年四月一日から、第二条及び附則第三項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の岐阜県職員)の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「改正後の勤務条件条例」という。)第十二条の二第二項の地域手当の

支給割合が、第一条の規定による改正前の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第十二条の第二項の地域手当の支給割合に達しないこととなる場合において、第一条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に対する地域手当の支給については、改正後の勤務条件条例第十二条の第二項の規定にかかわらず、当該職員が当該地域を異にして異動するまでの間は、なお従前の例による。

3 施行日以後の日を早出遅出勤の開始日とする改正後の勤務条件条例第三十七条の第二項の規定による請求を行うおとする職員は、施行日前においても、同項の規定の例により、当該請求を行うことができる。

岐阜県事務所等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第九号

岐阜県事務所等設置条例の一部を改正する条例

岐阜県事務所等設置条例（平成十一年岐阜県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表岐阜県中濃保健所の項中「岐阜県中濃保健所」を「岐阜県可茂保健所」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の岐阜県事務所等設置条例（以下「新条例」という。）の規定により岐阜県可茂保健所の長が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する岐阜県中濃保健所の長がした処分その他の行為は、岐阜県可茂保健所の長がした処分その他の行為とみなす。

3 新条例の規定により岐阜県可茂保健所の長が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の日前に岐阜県中濃保健所の長に対してなされた申請その他の行為に係る

同日以後の法令の適用については、当該行為が岐阜県可茂保健所の長に対してなされたものとみなす。

（岐阜県感染症診査協議会条例の一部改正）

4 岐阜県感染症診査協議会条例（平成十一年岐阜県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中 「岐阜県中濃保健所」を 「岐阜県関保健所」に改める。  
岐阜県関保健所 「岐阜県可茂保健所」

岐阜県行政不服審査会条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十号

岐阜県行政不服審査会条例

（趣旨）

第一条 この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第四項の規定に基づき、岐阜県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 審査会は、委員六人以内で組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

（委員の任期）

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（委員の服務）

第四条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様

とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第五条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第六条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第四条の規定は、専門委員について準用する。

(合議体)

第七条 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者三人をもって構成する合議体

で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第九条 第四条第一項(第六条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐 阜 県 情 報 公 開 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。

平成二十八年三月二十九日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県条例第十一号

岐阜県情報公開条例等の一部を改正する条例

(岐阜県情報公開条例の一部改正)

第一条 岐阜県情報公開条例(平成十二年岐阜県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「以下」を「以下、第十五条において」に改める。

第六条第六号水中「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」を

「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業」に改める。

第十条中「趣旨」の下に「及び同条例第七条の三が規定する特定個人情報提供の

制限の趣旨」を加える。

第十七条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服

審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立て」を「審査請求」に改め、

同条の次に次の一条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第十七条の三 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行

政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項本文の規定は、適用し

ない。

第十八条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「公開決

定等」について行政不服審査法による不服申立て」を「公開決定等又は公開請求に係る

不作為について審査請求」に、「不服申立てに対する裁判又は決定」を「審査請求に

対する裁判」に改め、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、「するとき」

を「する場合」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 裁判で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開す

ることとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合

を除く。)

第十八条第二項第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の下

に「(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人という。以下この条及び第二

十条において同じ。)」を加え、同項第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、

同項第三号中「不服申立て」を「審査請求」に、「公開決定等」を「公文書の公開」

に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三項中「又は決定」を削り、同

項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第二号中「不服申立て」を「審査請求」に、「を」を変更し、当該公開決定等」を「公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。」を変更し、当該審査請求」に改め、同条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第十九条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第五項及び第六項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 審査会は、第三項、第四項又は前項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第二十条第九項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第十二項とし、同条中第八項を第十一項とし、第七項の次に次の三項を加える。

8 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

9 審査会は、第七項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

10 審査会は、第八項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（岐阜県個人情報保護条例の一部改正）

第二条 岐阜県個人情報保護条例（平成十年岐阜県条例第二十一号）の一部を次のよう

に改正する。

目次中「不服申立て（第二十三条の七・第二十四条）」を「審査請求（第二十三条の七 第二十四条）」に改める。

第二条第五号中「いう。以下」を「いう。第十八条第二項及び第三項並びに第三十三條において」に改める。

第十四条第七号水中「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」を「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業」に改める。

第二章第六節の節名を次のように改める。

#### 第六節 審査請求

第二十三条の七の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第二十三条の八 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。

第二十四条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「又は利用停止決定等」を「若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」に、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立てに対する判決又は決定」を「審査請求に対する判決」に改め、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、「するとき」を「する場合」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二 判決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

三 判決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部の訂正をすることとする場合

四 判決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部の利用停止をすることとする場合

第二十四条第二項第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の下に「（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この条及び第

二十八条の二において同じ。」を加え、同項第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第三号中「不服申立て」を「審査請求」に、「開示決定等」を「個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三項中「又は決定」を削り、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第二号中「不服申立て」を「審査請求」に、「を變更し、当該開示決定等」を「開示請求に係る個人情報」の全部を開示する旨の決定を除く。）を變更し、当該審査請求」に改め、同条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第二十八条の二第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第五項及び第六項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 審査会は、第三項、第四項又は前項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第二十八条の二第九項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第十二項とし、同条中第八項を第十一項とし、第七項の次に次の三項を加える。

8 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

9 審査会は、第七項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

10 審査会は、第八項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部改正）  
 第三条 岐阜県総務関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「知事」の下に「法律の規定により手数料を減額し、又は免除することができる」とされている者にあつては、その者」を加え、「減免し、又は手数料の納入を猶予する」を「減額し、又は免除する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の場合のほか、公益その他特別の理由があると認めるときは、手数料の納入を猶予することができる。

別表第一中一の表を一の二の表とし、同表の前に次の一表を加える。

事務の内容	手数料の名称	単位	額（円）
地方自治法第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第一項に規定する提出書類等の写し等の交付	提出書類等写し等交付手数料	一枚につき	一〇円。ただし、カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、四円

備考

- 一 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。
  - 二 日本工業規格A列三番（以下「A三判」という。）を超える大きさの用紙を用いるときは、A三判の用紙を用いた場合の枚数に換算して額を算定する。
- 別表第一中九の表を十の表とし、八の表の次に次の一表を加える。

事務の内容	手数料の名称	単位	額（円）
行政不服審査法第三十八条第一項（同法第六十六条第一項において準用する場合を含む。）及び同法第八十一条第三項において準用する同法第七十八条第一項に規定する提出書類等の写し等の交付	提出書類等写し等交付手数料	一枚につき	一〇円。ただし、カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、四円

<p>市町村の合併の特例に関する 事務の内容</p>	<p>手数料の名称 提出書類等写し</p>	<p>単位 一枚につき</p>	<p>額(円) 一〇円。ただし</p>
<p>市町村の合併の特例に関する法律の施行に関する事務</p>	<p>提出書類等写し 等交付手数料</p>	<p>一枚につき</p>	<p>額(円) 一〇円。ただし、 カラーで複写され、 又は出力された用紙にあつては、 四円</p>

備考

- 一 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。
  - 二 A三判を超える大きさの用紙を用いるときは、A三判の用紙を用いた場合の枚数に換算して額を算定する。
- (岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部改正)
- 第四条 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

- 第四条中「知事」の下に、「法律の規定により手数料を減額し、又は免除することができる」とされている者にあつては、その者「を加え、減免し、又は手数料の納入を猶予する」を「減額し、又は免除する」に改め、同条に次の一項を加える。
- 2 知事は、前項の場合のほか、公益その他特別の理由があると認めるときは、手数料の納入を猶予することができる。
- 別表第二の表の次に次の一表を加える。
- 二の二 公職選挙法の施行に関する事務

<p>事務の内容 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百六条第一項及び第二項において準用する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十八条第一項に規定する提出書類等の写し等の交付</p>	<p>手数料の名称 提出書類等写し 等交付手数料</p>	<p>単位 一枚につき</p>	<p>額(円) 一〇円。ただし、 カラーで複写され、 又は出力された用紙にあつては、 四円</p>
---	--------------------------------------	---------------------	---

備考

- 一 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。
  - 二 日本工業規格A列三番(以下「A三判」という。)を超える大きさの用紙を用いるときは、A三判の用紙を用いた場合の枚数に換算して額を算定する。
- 別表第二の表を次のように改める。
- 十一 市町村の合併の特例に関する法律の施行に関する事務

備考

- る法律(平成十六年法律第五十九号)第五條第三十二項において準用する公職選挙法第二百六條第二項において準用する行政不服審査法第三十八條第一項に規定する提出書類等の写し等の交付
- 等交付手数料
- カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、四円

- 一 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。
  - 二 A三判を超える大きさの用紙を用いるときは、A三判の用紙を用いた場合の枚数に換算して額を算定する。
- (岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部改正)
- 第五条 岐阜県農林関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

- 第四条中「知事」の下に、「法律の規定により手数料を減額し、又は免除することができる」とされている者にあつては、その者「を加え、減免し、又は手数料の納入を猶予する」を「減額し、又は免除する」に改め、同条に次の一項を加える。
- 2 知事は、前項の場合のほか、公益その他特別の理由があると認めるときは、手数料の納入を猶予することができる。
- 別表中の一の表を二の二の表とし、同表の前に次の一表を加える。
- 一 土地改良法の施行に関する事務

<p>事務の内容 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号。以下この表において「法」という。)第九條第三項、第九十八條第七項及び第九十九條第九項(これらの規定を法の他の規定において準用する場合を含む。)において準用する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十八條第一項に規定する提出書類等の</p>	<p>手数料の名称 提出書類等写し 等交付手数料</p>	<p>単位 一枚につき</p>	<p>額(円) 一〇円。ただし、 カラーで複写され、 又は出力された用紙にあつては、 四円</p>
--	--------------------------------------	---------------------	---

<p>写し等の交付</p>								
<p>備考</p> <p>一 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。</p> <p>二 日本工業規格A列三番（以下「A三判」という。）を超える大きさの用紙を用いるときは、A三判の用紙を用いた場合の枚数に換算して額を算定する。</p> <p>別表十一の表の次に次の一表を加える。</p> <p>十一の二 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の施行に関する事務</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="772 215 1062 546"> <p>事務の内容</p> <p>入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第七条第四項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項に規定する提出書類等の写し等の交付</p> </td> <td data-bbox="772 553 1062 734"> <p>手数料の名称</p> <p>提出書類等写し等交付手数料</p> </td> <td data-bbox="772 741 1062 880"> <p>単位</p> <p>一枚につき</p> </td> <td data-bbox="772 887 1062 1070"> <p>額（円）</p> <p>一〇円。ただし、カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、四円</p> </td> </tr> </table>	<p>事務の内容</p> <p>入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第七条第四項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項に規定する提出書類等の写し等の交付</p>	<p>手数料の名称</p> <p>提出書類等写し等交付手数料</p>	<p>単位</p> <p>一枚につき</p>	<p>額（円）</p> <p>一〇円。ただし、カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、四円</p>			
<p>事務の内容</p> <p>入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第七条第四項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項に規定する提出書類等の写し等の交付</p>	<p>手数料の名称</p> <p>提出書類等写し等交付手数料</p>	<p>単位</p> <p>一枚につき</p>	<p>額（円）</p> <p>一〇円。ただし、カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、四円</p>					
<p>備考</p> <p>一 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。</p> <p>二 A三判を超える大きさの用紙を用いるときは、A三判の用紙を用いた場合の枚数に換算して額を算定する。</p> <p>別表十二の表の次に次の一表を加える。</p> <p>十二の二 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する事務</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="161 215 480 546"> <p>事務の内容</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号。以下この表において「法」という。）第十一条第七項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項及び法第十三条の五において準用する土地改良法第九十九</p> </td> <td data-bbox="161 553 480 734"> <p>手数料の名称</p> <p>提出書類等写し等交付手数料</p> </td> <td data-bbox="161 741 480 880"> <p>単位</p> <p>一枚につき</p> </td> <td data-bbox="161 887 480 1070"> <p>額（円）</p> <p>一〇円。ただし、カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、四円</p> </td> </tr> </table>	<p>事務の内容</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号。以下この表において「法」という。）第十一条第七項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項及び法第十三条の五において準用する土地改良法第九十九</p>	<p>手数料の名称</p> <p>提出書類等写し等交付手数料</p>	<p>単位</p> <p>一枚につき</p>	<p>額（円）</p> <p>一〇円。ただし、カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、四円</p>			
<p>事務の内容</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号。以下この表において「法」という。）第十一条第七項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項及び法第十三条の五において準用する土地改良法第九十九</p>	<p>手数料の名称</p> <p>提出書類等写し等交付手数料</p>	<p>単位</p> <p>一枚につき</p>	<p>額（円）</p> <p>一〇円。ただし、カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、四円</p>					
<p>条第九項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項に規定する提出書類等の写し等の交付</p>								
<p>備考</p> <p>一 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。</p> <p>二 A三判を超える大きさの用紙を用いるときは、A三判の用紙を用いた場合の枚数に換算して額を算定する。</p> <p>別表十四の表の次に次の一表を加える。</p> <p>十四の二 集落地域整備法の施行に関する事務</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="719 1196 1010 1527"> <p>事務の内容</p> <p>集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第十二条において準用する土地改良法第九十九条第九項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項に規定する提出書類等の写し等の交付</p> </td> <td data-bbox="719 1534 1010 1715"> <p>手数料の名称</p> <p>提出書類等写し等交付手数料</p> </td> <td data-bbox="719 1722 1010 1861"> <p>単位</p> <p>一枚につき</p> </td> <td data-bbox="719 1868 1010 2051"> <p>額（円）</p> <p>一〇円。ただし、カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、四円</p> </td> </tr> </table>	<p>事務の内容</p> <p>集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第十二条において準用する土地改良法第九十九条第九項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項に規定する提出書類等の写し等の交付</p>	<p>手数料の名称</p> <p>提出書類等写し等交付手数料</p>	<p>単位</p> <p>一枚につき</p>	<p>額（円）</p> <p>一〇円。ただし、カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、四円</p>			
<p>事務の内容</p> <p>集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第十二条において準用する土地改良法第九十九条第九項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項に規定する提出書類等の写し等の交付</p>	<p>手数料の名称</p> <p>提出書類等写し等交付手数料</p>	<p>単位</p> <p>一枚につき</p>	<p>額（円）</p> <p>一〇円。ただし、カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、四円</p>					
<p>備考</p> <p>一 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。</p> <p>二 A三判を超える大きさの用紙を用いるときは、A三判の用紙を用いた場合の枚数に換算して額を算定する。</p> <p>別表十五の表の次に次の一表を加える。</p> <p>十五の二 市民農園整備促進法の施行に関する事務</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="161 1196 435 1527"> <p>事務の内容</p> <p>市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第六条において準用する土地改良法第九十九条第九項において準用する行政不服審査法第三十八</p> </td> <td data-bbox="161 1534 435 1715"> <p>手数料の名称</p> <p>提出書類等写し等交付手数料</p> </td> <td data-bbox="161 1722 435 1861"> <p>単位</p> <p>一枚につき</p> </td> <td data-bbox="161 1868 435 2051"> <p>額（円）</p> <p>一〇円。ただし、カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、四円</p> </td> </tr> </table>	<p>事務の内容</p> <p>市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第六条において準用する土地改良法第九十九条第九項において準用する行政不服審査法第三十八</p>	<p>手数料の名称</p> <p>提出書類等写し等交付手数料</p>	<p>単位</p> <p>一枚につき</p>	<p>額（円）</p> <p>一〇円。ただし、カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、四円</p>			
<p>事務の内容</p> <p>市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第六条において準用する土地改良法第九十九条第九項において準用する行政不服審査法第三十八</p>	<p>手数料の名称</p> <p>提出書類等写し等交付手数料</p>	<p>単位</p> <p>一枚につき</p>	<p>額（円）</p> <p>一〇円。ただし、カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、四円</p>					

類等の写し等の交付

備考

- 一 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。
- 二 A三判を超える大きさの用紙を用いるときは、A三判の用紙を用いた場合の枚数に換算して額を算定する。

(岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部改正)

第六条 岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「知事」の下に「法律の規定により手数料を減額し、又は免除することができる」とされている者にあつては、その者」を加え、「減免し、又は手数料の納入を猶予する」を「減額し、又は免除する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の場合のほか、公益その他特別の理由があると認めるときは、手数料の納入を猶予することができる。

別表第一中十八の表を十七の二の表とし、同表の次に次の一表を加える。

十八 景観法の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)
景観法(平成十六年法律第百十号)第五十五条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十四条第七項において準用する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十八条第一項に規定する提出書類等の写し等の交付	提出書類等写し等交付手数料	一枚につき	一〇円。ただしカラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、四円

備考

- 一 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。
  - 二 日本工業規格A列三番(以下「A三判」という。)を超える大きさの用紙を用いるときは、A三判の用紙を用いた場合に換算して額を算定する。
- (岐阜県条例の一部改正)

第七條 岐阜県条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(岐阜県職員退職手当条例の一部改正)

第八條 岐阜県職員退職手当条例(昭和二十八年岐阜県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第四項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十四條第一項又は第四十五條」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十八條第一項本文」に改め、同条第五項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第九條 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十一年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の二第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第四項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十四條第一項本文又は第四十五條」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十八條第一項本文」に改め、同条第五項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第十條 岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一十七の二の項第九号を削る。

(岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第十一條 岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第五條第四号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- (岐阜県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 実施機関(岐阜県情報公開条例第二條第一項に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。)の公開決定等(同条例第十二條第一項に規定する公開決定等

う。以下この項において同じ。）又は公開請求（同条例第六条に規定する公開請求をいう。以下この項において同じ。）に係る不作為についての不服申立てであつて、第一条の規定の施行前にされた実施機関の公開決定等又は同条例の規定の施行前にされた公開請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

（岐阜県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

3 実施機関（岐阜県個人情報保護条例第二条第二号に規定する実施機関をいう。以下この項から附則第五項までにおいて同じ。）の開示決定等（同条例第十七条第一項に規定する開示決定等をいう。以下この項において同じ。）又は開示請求（同条例第十三条第一項に規定する開示請求をいう。以下この項において同じ。）に係る不作為についての不服申立てであつて、第二条の規定の施行前にされた実施機関の開示決定等又は同条例の規定の施行前にされた開示請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

4 実施機関の訂正決定等（岐阜県個人情報保護条例第二十二条第一項に規定する訂正決定等をいう。以下この項において同じ。）又は訂正請求（同条例第二十条第一項に規定する訂正請求をいう。以下この項において同じ。）に係る不作為についての不服申立てであつて、第二条の規定の施行前にされた実施機関の訂正決定等又は同条例の規定の施行前にされた訂正請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

5 実施機関の利用停止決定等（岐阜県個人情報保護条例第二十三条の六第一項に規定する利用停止決定等をいう。以下この項において同じ。）又は利用停止請求（同条例第二十三条の四に規定する利用停止請求をいう。以下この項において同じ。）に係る不作為についての不服申立てであつて、第二条の規定の施行前にされた実施機関の利用停止決定等又は同条例の規定の施行前にされた利用停止請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

（岐阜県職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）

6 第八条の規定の施行前にされた岐阜県職員退職手当条例第十三条第四項に規定する支払差止処分に係る第八条の規定による改正後の同項の規定の適用については、なお従前の例による。

（岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

7 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号。以下「整備法」という。）附則第五条の規定によりなお従前の例によるこ

ととされた整備法第二百十九条の規定による改正前の高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第七十八条に規定する不服申立ての手続における意見の聴取については、第十条の規定による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例別表第十七の二の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（岐阜県個人情報保護条例の一部改正）

8 岐阜県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成二十七年岐阜県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項第三号中「第二条」の下に「及び附則第三項」を加える。

附則第二項に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則に次の一項を加える。

（岐阜県情報公開条例の一部改正）

3 岐阜県情報公開条例（平成十二年岐阜県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第七条の三」を「第七条の四」に改める。

岐阜県職員退職料給与条例及び岐阜県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十二号

岐阜県職員退職料給与条例及び岐阜県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

（岐阜県職員退職料給与条例の一部改正）

第一条 岐阜県職員退職料給与条例（昭和八年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項ただし書中「但シ刑ノ」の下に「全部ノ」を、「停止セス」の下に「刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキ八其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又八執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降八之ヲ停止セス」を加え、同項後段中「其ノ言渡ヲ」を「之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ」に改め

る。

(岐阜県職員の分限に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県職員の分限に関する条例(昭和二十六年岐阜県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「禁錮」を「禁錮」に改め、その下に「刑の全部の」を加え、同条第二項中「刑の」の下に「全部の」を加える。

附則

この条例は、刑法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四十九号)の施行の日から施行する。

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十三号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年岐阜県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

付則第五条第一項の表傷病補償年金の項及び同条第二項の表障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)の項中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例付則第五条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従

前の例による。

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十四号

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例

(目的)

第一条 この条例は、県外の大学等に在学する者であつて、将来県内で活躍する意志があり、学業成績が優秀で、かつ、経済的理由により修学が困難なものに対し、清流の国ぎふ大学生等奨学金(以下「奨学金」という。)を貸与し、ふるさと岐阜に戻つて就業する場合にはその返還を免除することにより、その修学を容易にし、もつて県内への移住を促進するとともに、県内における優秀な人材の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「大学等」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学(同法第八八条第三項に規定する短期大学を含み、同法第九十一条に規定する専攻科及び別科並びに同法第九十七条に規定する大学院を除く。)及び高等専門学校(第四学年及び第五学年に限る。)をいふ。

(奨学金の対象者)

第三条 奨学金の貸与の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 県内の高等学校(学校教育法第一条に規定する高等学校をいう。)を卒業した者その他これに相当するものとして規則で定める者であること。
- 二 県外に住所を有し、かつ、県外の大学等に在学していること。
- 三 第七条第一項の申請をする時に親権を行う者又は未成年後見人が県内に住所を有すること。ただし、当該申請をする時に成年者である場合は、この限りでない。
- 四 大学等を卒業した後に、県内で就業する意思があると認められること。
- 五 学業成績が優秀であると認められること。
- 六 経済的理由により修学が困難であると認められること。

(奨学金の額及び利息)

第四条 奨学金の額は、一月につき三万円とし、これを無利息で貸与するものとする。

(期間)

第五条 奨学金を貸与する期間は、第七条第二項の規定による貸与の決定通知において定められた月から当該決定通知を受けた者が在学している大学等を卒業する日の属する月までの間(正規の修業年限を上限とする。)とする。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

(保証人)

第六条 奨学金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならぬ。

2 前項の保証人は、奨学金の貸与を受けた者(以下「借受人」という。)と連帯して、奨学金の返還の債務を負担するものとする。

(申請及び決定)

第七条 奨学金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請をしなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは、予算の範囲内で、必要な審査を行い、貸与の可否を決定し、その結果を申請者に通知しなければならない。

(決定の取消し等)

第八条 知事は、奨学金の貸与を受けている者(以下「奨学生」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与の決定を取り消すものとする。

一 死亡したとき。

二 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。

三 第三条各号(第三号を除く。)に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、奨学金を貸与することが適当でない認められるときとして規則で定めるとき。

2 知事は、奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで奨学金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された奨学金があるときは、当該奨学金は、当該奨学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

(返還)

第九条 借受人は、大学等を卒業した日(退学した場合その他の規則で定める場合にあっては、規則で定める日。次条において同じ。)の属する月の翌月の初日から起算して一年を経過した日から十八年以内で規則で定める期間内に、規則で定めるところにより、奨学金を返還しなければならない。ただし、借受人は、規則で定めるところにより、これを繰り上げて返還することができる。

2 借受人が、支払能力があるにもかかわらず奨学金の返還を著しく怠ったと認められるときは、前項の規定にかかわらず、当該借受人は、知事の請求に基づき、その指定する日までに返還未済額の全部を返還しなければならない。

(返還債務の免除)

第十条 知事は、借受人が次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、奨学金の返還債務の全部を免除するものとする。

一 大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して六月以内に次のいずれにも該当すること。

イ 県内に居住している者であること。

ロ 県内で就業している者(県内に主たる事業所を有する法人において就業する者その他の規則で定める者に限る。)であること。

二 前号に該当した後、引き続き五年間同号イ及びロに該当すること。ただし、転勤その他の規則で定めるやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 知事は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

一 死亡したとき。

二 精神又は身体に著しい障害を受けたことにより、奨学金を返還することができなくなったとき。

三 災害、疾病その他やむを得ない理由があるとき。

(返還債務の履行猶予)

第十一条 知事は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、奨学金の返還債務の履行の全部又は一部を猶予することができる。

一 前条第一項第一号に該当したとき 規則で定める期間

二 大学等に在学しているとき 在学している期間

三 災害、疾病その他やむを得ない理由により奨学金を返還することが困難であると認められるとき 知事が認める期間

(延滞利息)

第十二条 借受人は、奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞利息(延滞利息に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を支払わなければならない。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十五号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二十五の三の項市町村又は広域連合の欄を次のように改める。

岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村及び羽島郡広域連合

別表第二十七の二の項中「大垣市」の下に「高山市」を、「御嵩町」の下に「白川村」を加え、同表十八の三の項第一号中「許可」の下に「同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合を除く。」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「第四条第四項」を「第四条第七項」に改め、同号を同項

第二号とし、同項第四号中「許可」の下に「同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を設定し、又は移転する場合を除く。」を加え、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「第五号」を「第四号」に、「第十号」を「第九号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号中「第六号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「岐阜県農業会議又は農業委員会」を「農業委員会又は農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第四十四条第一項に規定する機構」に、「報告徴取をする」を「報告を求める」に、「第五号」を「第四号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「第四号」を「第三号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十一号から第十四号までを削り、同表十八の五の項中「御嵩町」の下に「白川村」を加え、同表十九の項第四十七号及び第四十八号中「第三百三十六条」を「第三百三十六条第一項」に、「農業会議」を「農業委員会」に改め、同表三十二の二の項中「及び白川町」を「白川町及び東白川村」に改め、同表三十三の項中「白川町」の下に「東白川村」を加え、同表三十五の項中「岐阜市」の下に「大垣市」を加え、同表三十六の二の項中「大垣市」の下に「高山市」を、「御嵩町」の下に「白川村」を加え、同表四十五の項中「岐阜市」の下に「大垣市」を加え、同表五十の二の項中「大垣市」の下に「多治見市」を加え、同表五十の三の項中「及び池田町」を「池田町及び御嵩町」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)により市町村が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事がした処分その他の行為に係るこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町村の長が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。

3 新条例により市町村が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町村の長に対してなされたものとみなす。

4 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号)附則第四十一条第一項の申請であつて、この条例による改正前の岐阜県事務処理の特例に関する条例別表第一十八の三の項市町村又は広域連合の欄に掲げる市町の長又はその委任を受けた者に対してなされたものに関し、同条第二項の規定により同項に規定する都道府県機構に意見を聴く事務は、当該市町が処理することとする。

(岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部改正)

5 岐阜県総務関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表第二二の表一の項から九の項までを削り、同表十の項中「法」を「火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号。以下この表において「法」という。)」に改め、同項を同表一の項とし、同表中十一の項を二の項とし、十二の項を三の項とし、十三の項を四の項とし、十四の項を削る。

別表第一四の表一の項から六の項までを削り、同表七の項中「法」を「高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号。以下この表において「法」という。)」に改め、同項を同表一の項とし、同表中八の項を二の項とし、九の項を三の項とし、十の項から十四の項までを削る。

別表第一七の表一の項中「以下」を「昭和四十二年法律第四百十九号。以下」に改め、同表八の項から十六の項までを削り、同表中十七の項を八の項とし、十八の項から二十の項までを九項ずつ繰り上げる。

岐阜県消費生活センターの組織及び運営等に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十六号

岐阜県消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、消費者安全法(平成二十一年法律第五十号。以下「法」という。)  
第十条の二第一項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに消費生活  
相談等の実施により得られた情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び所在地等の公示)

第二条 知事は、消費生活センター(法第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。以下同じ。)を設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するものとする。当該事項を変更したときも、同様とする。

一 消費生活センターの名称及び所在地

二 法第十条の三第二項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間

(消費生活センターの長及び職員)

第三条 消費生活センターには、その事務を掌理する消費生活センターの長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置く。

(試験に合格した消費生活相談員の配置)

第四条 消費生活センターには、法第十条の三第一項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成二十六年法律第七十一号)附則第三条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)を消費生活相談員として置く。

(消費生活相談員の職務)

第五条 消費生活相談員は、県民の消費生活に関する相談及び苦情の処理その他の消費生活の安定及び向上を図るために知事が必要と認める事務を行うものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第六条 知事は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとにその者の客観的な能力の実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性を考慮した適切な人材及び処遇の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(職員に対する研修の機会の確保)

第七条 知事は、消費生活センターにおいて法第八条第一項各号に掲げる事務(次条において「消費生活相談等」という。)に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第八条 知事は、消費生活相談等の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、消費生活センターの組織及び運営等に関し必要

な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(岐阜県消費生活条例の一部改正)

2 岐阜県消費生活条例(昭和五十年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「知事は」の下に「消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターのほか」を加え、「及び特別苦情処理員」を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「特別苦情処理員」を「第二項の規定により置かれる特別苦情処理員」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「消費生活相談員」を「第一項の規定により置かれる消費生活相談員」に、「に」を「及び」に改め、及び苦情の処理に当たるとして「及び苦情の処理その他の消費生活の安定及び向上を図るために知事が必要と認める事務を行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、必要と認める機関に特別苦情処理員を置くものとする。

第十九条第二項第一号中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十七号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二十三の表二の項を削り、同表一の項の項番号を削る。

別表第二十九の表中「二十四の項第二号」を「二十四の項」に改める。

別表第三十六の表二の項中「二六、〇〇〇」を「三四、〇〇〇」に改め、同表四の

項及び七の項第一号中「二六、〇〇〇」を「二六、〇〇〇」に改め、同項第二号イ中

「二六、〇〇〇円」を「二九、〇〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に改め、同号ロ中「二六、〇〇〇」を「二六、〇〇〇」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二十三の表の改正規定 公布の日

二 別表第二十九の表並びに別表第三十六の表七の項第二号イ及びロの改正規定 平成二十八年四月一日

三 別表第三十六の表二の項、四の項及び七の項第一号の改正規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日

岐阜県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十八号

岐阜県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例

岐阜県地域医療再生臨時特例基金条例(平成二十二年岐阜県条例第二号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県クリーニング師試験委員等設置条例及び岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十九号

岐阜県クリーニング師試験委員等設置条例及び岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(岐阜県クリーニング師試験委員等設置条例の一部改正)

第一条 岐阜県クリーニング師試験委員等設置条例(昭和四十二年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県クリーニング師試験委員及び製菓衛生師試験委員設置条例

第一条の表調理師試験委員の項を削る。

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二中二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

二 調理師法(以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	調理師試験手数料	法第三条の二第二項に規定する指定試験機関
-----------------------------------	----------	----------------------

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十号

岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 指定療養通所介護に関する基準(第四百条 第二百一十一条)」を

「第二節 削除」に改める。

第九十二条第一項第三号中「(次項において「提供単位時間数」という。)」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、「(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第六項において同じ。)」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第九十三条第二項第一号中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)」に改める。

第七章第二節を次のように改める。

第二節 削除

第四百条から第二百一十一条まで 削除

第二百二十二条第一項第三号中「次項において「提供単位時間数」という。)」を削り、「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、「(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第二百二十三条第二項中「設備」を「設備の」に改め、同項第一号中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)」に改める。

第六十八条中「、指定通所介護事業所」の下に「、指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)」を加える。

第二百二十九条第三項中「指定福祉用具貸与」の下に「、指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護(次項において「指定地域密着型通所介護」という。))」を加え、「第四十一条」を「第四十一条」に改め、同条第四項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 指定訪問介護
- 二 指定訪問看護

三 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

(岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める。

第二十三条第一項第二号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

(岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第二号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

(岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項及び第五項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

第四十五条第十一項中「指定地域密着型サービス基準」という。に「第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準」を加える。

(岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二条第二項中「指定居宅サービス事業者をいう。」の下に「指定地域密着型サービス事業者(法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)」を加え、同条第三項中「指定通所介護をいう。以下同じ。」の下に「指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第十九条に規定する指定地域密

着型通所介護をいう。以下同じ。)」を加え、同条第四項第二号中「指定通所介護」の下に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

(岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の七の見出し中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条中「をいう。」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)以下「指定地域密着型サービス基準」という。第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)」を加え、「以下同じ。」を提供するを「又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。))を提供する」に、「当該指定通所介護を」を「当該指定通所介護等を」に、「指定通所介護事業所をいう。以下同じ。」を「指定通所介護事業所をいう。又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)」に、「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に改め、同条第一号中「機能訓練室」の下に「指定居宅サービス等基準条例第九十三条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。)」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第二号中「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第三号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第五十五条の八中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)以下「指定地域密着型サービス基準」という。」を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

(岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第七条 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第九十二条第一号中「以下同じ。」であつて」を「又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であつて」に、「を提供する」を「又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供する」に改め、同条第二号中「以下同じ。」の食堂」を「又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂」に改め、「第九十三条第二項第一号」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第二項第一号」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第三号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第九十三条中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

第九十一条第一号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第二号及び第三号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第五十条第一号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第二号及び第三号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

（岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例附則第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第六条の規定による改正前の岐阜県指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第八条 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成二十七年岐阜県条例第十六号）附則第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第六条の規定による改正前の岐阜県指定介護予防サー

ビス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項第三号中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。」を「指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）」に、「指定通所介護をいう。以下同じ。」を「指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）」に、「指定通所介護等の」に改め、同条第七項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第六項」を「第五項まで又は指定地域密着型サービス基準第二十条第一項から第七項」に改める。

第九十五条第五項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「まで」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第一項から第三項まで」を加え、「前三項」を「第一項から第三項まで」に改める。

第八十八条第六項中「第五項」を「第四項」に改める。

附則

（施行期日）  
1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）  
2 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第九項の表第九十四条第一項第三号の項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。」を「指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）」に、「指定通所介護をいう。以下同じ。」を「指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）」に、「又は指定通所介護」を「又は指定通所介護等」に改め、



いサービス」を削る。

第六十六条第一号中「通いサービス」の下に「第四百四十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第五百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区分省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号中「小規模多機能型居宅介護事業所等」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「通いサービスの利用定員」の下に「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者」と第九十三条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第四百四十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第五百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。」を加える。

第四百四十一条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）  
第四百四十一条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十三条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第五百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通

所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者とのこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十三条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第五百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる

通いサービス、第九十三条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第五十条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十二条又は第七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第五十条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十三条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第四十一条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十

九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十三条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第四十一条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス）を受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮し得る適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十三条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第四十一条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第

七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）（事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること）

（岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第五十二条第二項中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む）」を加える。

第五十五条の八第一号中「通いサービス」の下に「指定障害福祉サービス等基準条例第四百一条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第五百十条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百三十二号。以下「特区省令」といふ。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号中「通いサービス」の下に「指定障害福祉サービス等基準条例第四百一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第五百十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第四号中「通いサービス」の下に「指定障害福祉サービス等基準条例第四百一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第五百十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる」

通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十三号

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年岐阜県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「千分の〇・四四」を「千分の〇・四一」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十四号

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正）

第一条 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成十八年岐阜県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第十項中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む）」を加える。

(岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項第五号、第五十九条第九号及び第九十九条第八号中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十五号

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例(平成二十一年岐阜県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十六号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一三の表二の項中「第三十二条の四第一項第五号口」を「第三十二条の四第一項第六号口」に改める。

別表第一七の表二の項中「第六条第一項第五号口」を「第六条第一項第六号口」に改める。

別表第一八の表四の項中「第三条第一号」を「第二条第一号」に改め、同表五の項中「第三条第二号」を「第二条第二号」に改め、同表備考第一号中「第十五条の六第一項各号」を「第十五条の七第一項各号」に改める。

附則

この条例中別表第一三の表、別表第一七の表及び別表第一八の表備考第一号の改正規定は公布の日から、別表第一八の表四の項及び五の項の改正規定は平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十七号

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第十五条の六第一項ただし書」を「第十五条の七第一項ただし書」に改める。

第四条中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

第七条第一項第七号イ中「第十条第一号若しくは第二号」を「第十条第一号から第三号まで」に、「同条第三号」を「同条第四号」に改める。

第十条第八号中「長期課程の指導員訓練を修了した者」を「短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者(職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて、職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修したものに限る。)」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第七号を第八号とし、第二号が

ら第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中「若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者」を削り、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 高度養成課程、長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者に限る。）であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岐阜県職業訓練の基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第七条第一項第七号の規定の適用については、改正前の岐阜県職業訓練の基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第十条第一号に規定する応用研究課程又は研究課程の指導員訓練を修了した者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるものは、新条例第七条第一項第七号イに該当する者とみなす。

3 新条例第十条の規定の適用については、前項の応用研究課程又は研究課程の指導員訓練を修了した者であつて教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるものは同条第二号に該当する者と、旧条例第十条第八号に規定する長期課程の指導員訓練を修了した者のうち五年以上十年未満の実務の経験を有するものであつて教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるものは新条例第十条第九号に該当する者とみなす。

岐阜県農政審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十八号

岐阜県農政審議会設置条例の一部を改正する条例

岐阜県農政審議会設置条例（昭和四十九年岐阜県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十九号

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農林関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表六の表の次に次の一表を加える。

六の二 農産物検査法の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	区分	単位	額(円)
一 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号。以下この表において「法」という。）第十七条第一項に規定する登録検査機関の登録の申請に対する審査	登録検査機関登録申請手数料		一件につき	一五〇、〇〇〇
二 法第十八条第一項に規定する登録検査機関の登録の更新の申請	登録検査機関登録更新申請手数料		一件につき	一〇、一〇〇

申請に対する審査	三 法第十九条第一項に規定する登録検査機関の変更登録の申請に対する審査	登録検査機関 変更登録申請 手数料	1 法第十七条第四項第三号の農産物の種類の増加に係るもの	一件につき	三〇、〇〇〇
	2 法第十四条第四項第四号の登録の区分の増加に係るもの			一件につき	一五〇、〇〇〇

別表十二の表を次のように改める。

十二 削除

別表十九の表二の項中「ニ、三〇〇」を「ニ、五三〇」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県森林づくり基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十号

岐阜県森林づくり基本条例の一部を改正する条例

岐阜県森林づくり基本条例（平成十八年岐阜県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出し及び同条第一項中「きふ山の日及び」を削り、同条第二項中「きふ山の日は、八月八日とし、」を削り、同条第三項中「きふ山の日及び」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十一号

岐阜県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県道路占用料等徴収条例（昭和四十三年岐阜県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に、「同項第八号」を「同項第三号」に、「特定規模電気事業者」を「小売電気事業者」に改め、以下「電気事業者」というを削る。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十二号

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例

岐阜県屋外広告物条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の表中「美濃市」の下に「恵那市」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正  
岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一十三の項中「すべて」を「全て」に改め、「美濃市」の下に「恵那市」を加える。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十三号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一十八の二の表一の項第一号中「この表」の下に「から十八の四の表まで」を加え、同号イ中

六、〇〇〇	を	六、〇〇〇
		いて「増改
		は、九、〇

円(増築又は改築(以下「この表にお築」といふ))に係るものにおいて〇〇円)に改め、同号ロ中「二、一、〇〇〇円」の下に

「増改築に係るものにおいて、一八、〇〇〇円」を、「二一、〇〇〇円」の下に  
「増改築に係るものにおいて、三三、〇〇〇円」を、「三一、〇〇〇円」の下に  
「増改築に係るものにおいて、四六、〇〇〇円」を、「五七、〇〇〇円」の下に  
「増改築に係るものにおいて、八五、〇〇〇円」を、「九七、〇〇〇円」の下に  
「増改築に係るものにおいて、一四五、〇〇〇円」を、「一六〇、〇〇〇円」の下に  
「増改築に係るものにおいて、一三九、〇〇〇円」を、「一九六、〇〇〇円」の下に

「増改築に係るものにおいて、二九四、〇〇〇円」を、「二〇九、〇〇〇円」の下に

「増改築に係るものにおいて、三三四、〇〇〇円」を加え、同項第三号イ中

五〇、〇〇〇	を	五〇、〇〇〇円(増改築に係る
		は、七二、〇〇〇円)

ものにおいてに改め、同号ロ中「一〇、〇〇〇円」の下に「増改築に係るもの

「において、一六二、〇〇〇円」を、「一七一、〇〇〇円」の下に「増改築に係るものにおいて、二五五、〇〇〇円」を、「三三四、〇〇〇円」の下に「増改築に係るものにおいて、四九九、〇〇〇円」を、「五九四、〇〇〇円」の下に「増改築に係るものにおいて、八八八、〇〇〇円」を、「一〇一七、〇〇〇円」の下に「増改築に係るものにおいて、一五三三、〇〇〇円」を、「一八七六、〇〇〇円」の下に「増改築に係るものにおいて、二二八二、〇〇〇円」を、「二、六七八、〇〇〇円」の下に「増改築に係るものにおいて、四〇一三、〇〇〇円」を、「三、二七九、〇〇〇円」の下に「増改築に係るものにおいて、四、九一五、〇〇〇円」を

三、〇〇〇	を	
-------	---	--

加え、同表一の項第一号イ中

三、〇〇〇円(増改築に係るものにおいて、四、五〇〇円)	に改め、	同号ロ中「六、〇〇〇円」
-----------------------------	------	--------------

「の下に」増改築に係るものにおいて、九、〇〇〇円」を、「一〇、五〇〇円」の下に  
「増改築に係るものにおいて、一六、〇〇〇円」を、「一五、五〇〇円」の下に  
「増改築に係るものにおいて、二三、〇〇〇円」を、「二八、五〇〇円」の下に  
「増改築に係るものにおいて、四二、五〇〇円」を、「四八、五〇〇円」の下に  
「増改築に係るものにおいて、七二、五〇〇円」を、「八〇、〇〇〇円」の下に  
「増改築に係るものにおいて、一一九、五〇〇円」を、「九八、〇〇〇円」の下に

「増改築に係るもの」であつては、一四七、〇〇〇円」を、「一〇四、五〇〇円」の下に

「増改築に係るもの」であつては、一五七、〇〇〇円」を加え、同項第三号イ中

一五、〇〇〇

を  
一五、〇〇〇円(増改築に係る  
は、三六、〇〇〇円)

もの」であつて

に改め、同号ロ中「五五、〇〇〇円」の下に「増改築に係るもの」に

あつては、八一、〇〇〇円」を、「八六、〇〇〇円」の下に「増改築に係るもの」にあつては、一二七、五〇〇円」を、「一六七、〇〇〇円」の下に「増改築に係るもの」にあつては、二四九、五〇〇円」を、「二九七、〇〇〇円」の下に「増改築に係るもの」にあつては、四四四、〇〇〇円」を、「五〇八、五〇〇円」の下に「増改築に係るもの」にあつては、七六一、〇〇〇円」を、「九三八、〇〇〇円」の下に「増改築に係るもの」にあつては、一、四〇五、五〇〇円」を、「一、三三九、〇〇〇円」の下に「増改築に係るもの」にあつては、二、〇〇六、五〇〇円」を、「一、六三九、五〇〇円」の下に「増改築に係るもの」にあつては、二、四五七、五〇〇円」を加える。  
別表第一十八の三の表一の項第一号中「知事が定めた機関」を「登録住宅性能評価機関」に改め、「場合」の下に「その他知事が定める方法による場合」を加え、同項第二号二中「建築物」の下に「(二)に掲げる建築物を除く。」を加え、同号二を同号水とし、同号八の次に次のように加える。

二 住宅以外の建築物 (用途に応じて一次 エネルギー消費量の 算出に用いるべき標 準的な建築物を用い た知事が定める計算 方法(以下この表に おいて「モデル建物 法」という。)によ る場合に限る。)	床面積が三百平方メートル以下のもの	一件につき	九二、〇〇〇
	床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	一五四、〇〇〇
	床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの	一件につき	二四八、〇〇〇

床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの

一件につき  
三三四、〇〇〇

床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のもの

一件につき  
三九〇、〇〇〇

別表第一十八の三の表一の項第一号中「知事が定めた機関」を「登録住宅性能評価機関」に改め、「場合」の下に「その他知事が定める方法による場合」を加え、同項第二号二中「建築物」の下に「(二)に掲げる建築物を除く。」を加え、同号二を同号水とし、同号八の次に次のように加える。

二 住宅以外の建築物  
(モデル建物法による  
場合に限る。)

床面積が三百平方メートル以下のもの	一件につき	四七、〇〇〇
床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	八〇、〇〇〇
床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの	一件につき	一三三、〇〇〇
床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの	一件につき	一七六、〇〇〇
床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のもの	一件につき	二二二、〇〇〇
床面積が二万五千平方メートルを超えるもの	一件につき	二五〇、〇〇〇

別表第一十八の三の表備考第三号及び第五号中「(二)の区分の欄」の下に「(2)に掲げる場合」であつては、二又は水の区分の欄」を加え、同表の次に次の一表を加える。  
十八の四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関する事務













三 法第三 十六 条第 一 項に 規	性能表示 認定申請 手数料	1 登録住 宅性能 評価	イ 一戸建 ての住 宅	水 住宅以 外の建 築物(二 に掲げ る建 築物を 除く)														
				を超えるもの	床面積が三 百平方メ ートル以 下のもの	床面積が三 百平方メ ートルを 超えるもの	床面積が二 千平方メ ートル以下 のもの	床面積が二 千平方メ ートルを超 えるもの	床面積が五 千平方メ ートルを超 えるもの	床面積が一 万平方メ ートルを超 えるもの	床面積が二 万五千平 方メートル 以下のもの	床面積が二 万五千平 方メートル 以下のもの						
つき	一件に	つき	一件に	つき	一件に	つき	一件に	つき	一件に	つき	一件に	つき	一件に					
五、〇〇〇		五〇〇、〇〇〇			四三六、〇〇〇			三六九、〇〇〇			二九八、〇〇〇		二〇七、〇〇〇	一一九、〇〇〇				
定する建 築物の工 ネルギー 消費性能 に係る認 定の申請 に対する 審査																		
法第二 条第三 号に 規定す る建 築物工 ネルギー 消費性能 基準に 適合す ることを 証する 書面を 添付す る場合 その他 知事が 定める 方法に よる 場合																		
八 一戸建 ての住 宅以外 の住 宅の共 用	の もの	の もの	の もの	の もの	の もの	の もの	の もの	の もの	の もの	の もの	の もの	の もの	の もの	の もの				
															申請戸数が 一のもの	申請戸数が 一を超え五 以下のもの	申請戸数が 五を超え十 以下のもの	申請戸数が 十を超え二 十五以下の もの
つき	一件に	つき	一件に	つき	一件に	つき	一件に	つき	一件に	つき	一件に	つき	一件に	つき	一件に			
一〇、〇〇〇		一八一、〇〇〇			一七〇、〇〇〇			一三五、〇〇〇			八五、〇〇〇		四八、〇〇〇		二九、〇〇〇	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇

部分									
二 住宅以 外 の 建 築 物									
床面積が三 百平方メー トルを超え るもの	床面積が三 百平方メー トル以下の もの	床面積が二 万五千平方 メートルを 超えるもの	床面積が二 万五千平方 メートル以 下のもの	床面積が一 万平方メー トルを超え るもの	床面積が二 万五千平方 メートル以 下のもの	床面積が一 万平方メー トルを超え るもの	床面積が五 千平方メー トルを超え るもの	床面積が二 千平方メー トルを超え るもの	床面積が三 百平方メー トルを超え るもの
一件に つき	一件に つき	一件に つき		一件に つき		一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき
二九、 〇〇〇	一〇、 〇〇〇	二二、 三〇〇		一七〇、 〇〇〇		一三五、 〇〇〇	八五、 〇〇〇		二九、 〇〇〇
2-1に掲 げる場 合 以外 の場 合									
イ 一戸建ての住宅(省 令第一条第一項第二号 イ②及びロ②)の基準を 満たしていることを確 認する場合に限る。)									
ロ 一戸建ての住宅(イ に掲げる住宅を除く。)									
ハ 一戸建 ての住宅 以外の住 宅の住戸									
申請戸数が 一のもの	申請戸数が 二以上の もの	申請戸数が 三以上の もの	申請戸数が 四以上の もの	申請戸数が 五以上の もの	申請戸数が 六以上の もの	申請戸数が 七以上の もの	申請戸数が 八以上の もの	申請戸数が 九以上の もの	申請戸数が 十以上の もの
一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき
三四、 〇〇〇	一八、 〇〇〇	三六、 〇〇〇	一八、 〇〇〇	二二、 三〇〇		一七〇、 〇〇〇	一三五、 〇〇〇	八五、 〇〇〇	

部分(省令第一条第一項第二号イ <sup>(2)</sup> 及びロ <sup>(2)</sup> の基準を満たしていることを確認する場合に限る。)																																	
二戸建て以外の住宅の住戸部分(八に掲げる住宅の住戸)	申請戸数が一を超え五以下のもの	申請戸数が一件につき	七三、〇〇〇	申請戸数が一を超え五以下のもの	申請戸数が一件につき	一〇三、〇〇〇	申請戸数が三を超え五以下のもの	申請戸数が一件につき	三六、〇〇〇	申請戸数が三を超え五以下のもの	申請戸数が一件につき	三三六、〇〇〇	申請戸数が二を超え三以下のもの	申請戸数が一件につき	二九五、〇〇〇	申請戸数が二を超え三以下のもの	申請戸数が一件につき	二三八、〇〇〇	申請戸数が五を超え十以下のもの	申請戸数が一件につき	一六〇、〇〇〇	申請戸数が二十五を超え五十以下のもの	申請戸数が一件につき	一〇六、〇〇〇	申請戸数が五十を超え十を超過するもの	申請戸数が一件につき	七一、〇〇〇	申請戸数が五を超過するもの	申請戸数が一件につき	四九、〇〇〇	申請戸数が五を超過するもの	申請戸数が一件につき	
戸部分を除く。)																																	
水一戸建て以外の住宅の共用部分	申請戸数が一を超え五以下のもの	申請戸数が一件につき	一九一、〇〇〇	申請戸数が三を超え五以下のもの	申請戸数が一件につき	一一六、〇〇〇	申請戸数が三を超え五以下のもの	申請戸数が一件につき	六二一、〇〇〇	申請戸数が二を超え三以下のもの	申請戸数が一件につき	五二九、〇〇〇	申請戸数が五を超え十以下のもの	申請戸数が一件につき	四〇四、〇〇〇	申請戸数が二十五を超え五十以下のもの	申請戸数が一件につき	二九八、〇〇〇	申請戸数が五十を超え十を超過するもの	申請戸数が一件につき	二〇八、〇〇〇	申請戸数が十を超え二十以下のもの	申請戸数が一件につき	一四五、〇〇〇	申請戸数が五を超過するもの	申請戸数が一件につき		申請戸数が五を超過するもの	申請戸数が一件につき				

へ 住宅以 外の建築 物(省令 第一条第 一項第一 号口の基 準を満た している ことを確 認する場 合に限る)									
床面積が二 千平方メー トルを超え るもの	床面積が三 百平方メー トルを超え るもの	床面積が三 百平方メー トル以下の もの	床面積が二 万五千平方 メートルを 超えるもの	床面積が二 万五千平方 メートル以 下のもの	床面積が一 万平方メー トルを超え るもの	床面積が一 万平方メー トル以下の もの	床面積が五 千平方メー トルを超え るもの	床面積が二 千平方メー トル以下の もの	床面積が二 千平方メー トル以下の もの
一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき
二四八、 〇〇〇	一五四、 〇〇〇	九二、 〇〇〇	五三二、 〇〇〇		四五六、 〇〇〇		三八二、 〇〇〇		二九八、 〇〇〇
ト 住宅以 外の建築 物(へに 掲げる建 築物を除 く)									
床面積が二 千平方メー トルを超え るもの	床面積が三 百平方メー トルを超え るもの	床面積が三 百平方メー トル以下の もの	床面積が二 万五千平方 メートルを 超えるもの	床面積が二 万五千平方 メートル以 下のもの	床面積が一 万平方メー トルを超え るもの	床面積が一 万平方メー トル以下の もの	床面積が五 千平方メー トルを超え るもの	床面積が二 千平方メー トル以下の もの	五千平方メ ートル以下 のもの
一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき
五八〇、 〇〇〇	四〇七、 〇〇〇	二五六、 〇〇〇	四五七、 〇〇〇		三九〇、 〇〇〇		三三四、 〇〇〇		

床面積が五 千平方メー トルを超え 一万平方メ ートル以下 のもの	一件に つき	七二一、〇〇〇	
床面積が一 万平方メー トルを超え 二万五千平 方メートル 以下のもの	一件に つき	八三八、〇〇〇	
床面積が二 万五千平方 メートルを 超えるもの	一件に つき	九五六、〇〇〇	

備考

- 一 この表において「住戸部分」とは、直接人の居住の用に供する部分をいう。
- 二 この表において「共用部分」とは、住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 三 一の項及び二の項における一戸建ての住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、イの額の欄に掲げる額及び二の区分の欄（2）に掲げる場合にあつては、二又は水の区分の欄（）に掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に同じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額とする。
- 四 一の項及び二の項における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住戸部分及び共用部分が含まれている場合の手数料の額は、ロの区分の欄に掲げる当該申請戸数に同じそれぞれ額の欄に掲げる額及びハの区分の欄に掲げる当該建築物の共用部分の床面積に同じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額とする。
- 五 一の項及び二の項における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住戸以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、ロの区分の欄に掲げる当該申請戸数に同じそれぞれ額の欄に掲げる額、ハの区分の欄に掲げる当該建築物の共用部分の床面積に同じそれぞれ額の欄に掲げる額及び二の区分の欄

(2)に掲げる場合にあつては、二又は水の区分の欄（）に掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に同じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額とする。

六 三の項における一戸建ての住宅について、申請に係る建築物に住戸以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、イの額の欄（2）に掲げる場合にあつては、イ又はロの額の欄（）に掲げる額及び二の区分の欄（2）に掲げる場合にあつては、へ又はトの区分の欄（）に掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に同じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額とする。

七 三の項における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住戸部分及び共用部分が含まれている場合の手数料の額は、ロの区分の欄（2）に掲げる場合にあつては、ハ又は二の区分の欄（）に掲げる当該申請戸数に同じそれぞれ額の欄に掲げる額及びハの区分の欄（2）に掲げる場合にあつては、水の区分の欄（）に掲げる当該建築物の共用部分の床面積に同じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額とする。

八 三の項における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住戸以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、ロの区分の欄（2）に掲げる場合にあつては、ハ又は二の区分の欄（）に掲げる当該申請戸数に同じそれぞれ額の欄に掲げる額、ハの区分の欄（2）に掲げる場合にあつては、水の区分の欄（）に掲げる当該建築物の共用部分の床面積に同じそれぞれ額の欄に掲げる額及び二の区分の欄（2）に掲げる場合にあつては、へ又はトの区分の欄（）に掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に同じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額とする。

九 法第三十条第二項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ようとする者は、二の表一の項区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ額の欄に掲げる額の手数料を併せて納入しなければならない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十四号

岐阜県建築審査会条例の一部を改正する条例

岐阜県建築審査会条例（昭和二十五年岐阜県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第三条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（委員の任期）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十五号

岐阜県営住宅条例の一部を改正する条例

岐阜県営住宅条例（昭和三十五年岐阜県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号水中「規定する専婦」の下に「(同号イ中)夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者を含む。「を」、「規定する専夫」の下に「(同号中)妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者を含

む。」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に公営住宅に入居している者の家賃の算定の基礎となる収入の計算については、平成二十九年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の岐阜県営住宅条例（次項において「新条例」という。）（第二条第六号の規定にかかわらず、なお従前の例による。）

3 この条例の施行の日前に公営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る新条例第四条第一号に規定する収入の条件は、新条例第二条第六号の規定にかかわらず、なお従前の例による。公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第十二条第一項に規定する事由がある場合において同日前に公営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該公営住宅の入居の申込みをした者に係る新条例第四条第一号に規定する収入の条件についても同様とする。

岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十六号

岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十六年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「乗じ、更にその月の日数（月の中で使用を開始した場合は、当該使用を開始した日からその月の末日までの日数）を乗じて得た水量について、一立方メートル当たり四十五円を乗じて得た」を「乗じて得た水量（以下この条において「承認日水量」という。）について、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又

は口に定める」に改め、同号に次のように加える。

イ 承認日水量が五百立方メートル以下の場合 承認日水量にその月の日数(月の中途で使用を開始した場合は、当該使用を開始した日からその月の末日までの日数。口において同じ。)を乗じて得た水量について、一立方メートル当たり六十九円を乗じて得た額

ロ 承認日水量が五百立方メートルを超える場合 五百立方メートルにその月の日数を乗じて得た水量に一立方メートル当たり六十九円を乗じて得た額と承認日水量から五百立方メートルを差し引いた水量にその月の日数を乗じて得た水量に一立方メートル当たり四十五円を乗じて得た額との合計額

第十六条第二号中「使用した水量」の下に「(以下この号において「超過水量」という。)」を加え、「九十円」を「百十四円」に改め、「額」の下に「。ただし、前号口に掲げる場合は、超過水量に一立方メートル当たり九十円を乗じて得た額」を加える。

附則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の岐阜県公営企業の設定等に関する条例第十六条の規定は、平成二十八年四月分として算定する料金から適用する。

岐阜県中小企業・小規模企業振興条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十七号

岐阜県中小企業・小規模企業振興条例

岐阜県は、古くからものづくりが盛んであり、製造業はその中心的な産業である。繊維、陶磁器、家具・木工、刃物、紙、プラスチック、食品など、県内各地域の歴史、風土及び文化の中で培われてきた特色ある地場産業を中心に、岐阜県のものづくりは成長してきた。

また、岐阜県は、日本の真ん中に位置し、東西南北の交通の要衝であり、織田信長の楽市令施行以前から商業が繁栄してきた地域でもある。

これらの産業の主たる担い手として、県内の総企業数のほとんどを占める中小企業、

そのうち大部分を占める小規模企業は、特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供することで、地域の発展に貢献し、岐阜県の経済と雇用を支える重要な役割を果たしてきた。また、地域活動の担い手としても、中心的な役割を務めてきた。

しかしながら、昨今、人口減少や少子高齢化が加速度的に進み、生産活動を支える労働力人口や国内需要が減少し、国際的な競争や海外市場の変化が激しくなるなど、中小企業を取り巻く経済や社会の状況は厳しさを増しており、とりわけ規模が小さく経営基盤の弱い小規模企業は特に厳しい状況にある。

このような状況にあっても、中小企業が女性の活躍促進、ワーク・ライフ・バランスの実現、障害者の雇用拡大、大都市圏からの有為な人材の受入れなど誰かが活躍できる場の創出と、新たな商品及びサービスの開発、成長分野への参入、環太平洋パートナーシップ協定を契機とする積極的な海外展開など創造的な事業活動を通じて、人口減少・少子高齢化社会を乗り越え、引き続き地方創生を担う役割が期待されている。

岐阜県の経済の健全な発展及び県民生活の向上のためには、このような小規模企業をはじめとする中小企業が存在し役割の重要性に対する認識が県民の間で共有され、中小企業の成長に向けた意欲的な取組や小規模企業の持続的な発展に向けた取組を関係機関と連携して支援していく必要がある。

ここに、小規模企業をはじめとする中小企業の振興について、必要な施策を総合的に推進していくため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、急速な人口減少・少子高齢化の進展、経済のグローバル化、国内市場の縮小など、社会経済環境がめまぐるしく変化する中で、地域経済の担い手である小規模企業をはじめとする中小企業が、雇用の創出による誰もが活躍できる場の創出と積極的な海外展開など創造的な事業活動を通じて、地方創生に果たす役割の重要性に鑑み、小規模企業の事業の持続的な発展その他の中小企業の振興について、基本理念を定め、並びに県の責務及び市町村、中小企業者、中小企業団体その他の関係者の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者 中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。

二 小規模企業者 中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者であつて、県内に事務所等を有するものをいう。

三 中小企業団体 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業の支援を行う団体であつて、県内に事務所を有するものをいう。

四 大企業者 中小企業者以外の事業者であつて、県内に事務所等を有するものをいう。

五 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関であつて、県内に本店又は支店を有するものをいう。

六 大学等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他の教育研究機関をいう。

（基本理念）

第三条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 中小企業者の経営の改善及び向上を図るための創意工夫及び自主的な努力が促進されること。この場合において、小規模企業者については、持続的な発展を図るための取組が促進されること。

二 県、市町村、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等、県民その他の中小企業者の事業活動と関係がある者が相互に連携し、及び協力して推進されること。

三 県内にある産業基盤、優れた人材、豊かな特産物、自然環境その他の地域資源を十分に活用して推進されること。

（県の責務）

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、市町村、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等、県民その他の関係者と連携して取り組むものとする。

（市町村の役割）

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策が効果的かつ効率的に実施されるよう、国、県及び他の市町村と連携し、その地域の特性を生かした施策を実施するよう努めるものとする。

（中小企業者の努力）

第六条 中小企業者は、基本理念にのっとり、自主的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者は、事業活動を通じて、豊かで活力ある地域社会の形成に寄与するよう努めるものとする。

3 小規模企業者は、相互に連携を図りながら協力することにより、自ら小規模企業の振興に取り組むよう努めるものとする。

（中小企業団体の役割）

第七条 中小企業団体は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、中小企業者が経営の改善及び向上を図るために行う取組に対して積極的な支援を行うよう努めるとともに、小規模企業者に対してはその立場に立った支援をするよう努めるものとする。

（大企業者の役割）

第八条 大企業者は、基本理念にのっとり、地域の雇用を支え、地域社会の形成及び維持に寄与している中小企業の重要性について理解を深めるとともに、中小企業者に対し、連携して事業を行う機会の創出その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

（金融機関の役割）

第九条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者に対し、円滑な資金の調達、経営の支援その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

（大学等の役割）

第十条 大学等は、基本理念にのっとり、中小企業者の事業活動及び地域経済に果たす役割について広く情報の提供を行うとともに、中小企業者の事業活動に有用な人材を育成するよう努めるものとする。

2 大学等は、基本理念にのっとり、中小企業者との共同研究、中小企業者の技術の向上を図るための支援、中小企業者への研究成果の移転その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

（県民の協力）

第十一条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業者の事業活動及び地域経済に果たす

役割について社会教育、学校教育等を通じ、その重要性に対する認識を深めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育の充実)

第十二条 学校(学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園、大学及び高等専門学校を除く。)をいう。)は、基本理念にのっとり、中小企業者の事業活動及び地域経済に果たす役割について、児童及び生徒の理解を深めるための教育活動を行うよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第十三条 県は、中小企業が女性の活躍促進、ワーク・ライフ・バランスの実現、障害者の雇用拡大、大都市圏からの有為な人材の受入れなど誰もが活躍できる場の創出と、新たな商品及びサービスの開発、成長分野への参入、環太平洋パートナーシップ協定を契機とする積極的な海外展開など創造的な事業活動を通じて、人口減少・少子高齢化社会を乗り越え、地方創生を担う重要な存在であることを踏まえ、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- 一 創業及び新たな事業の創出等の促進を図ること。
- 二 成長分野への参入に向けた新商品及び新技術の研究及び開発の促進を図ること。
- 三 新たな需要及び市場の開拓並びに海外における事業の展開の促進を図ること。
- 四 経営方法の改善、技術の向上その他中小企業の経営基盤の強化を図ること。
- 五 産学金官の連携(中小企業者、中小企業団体、大学等、金融機関並びに国及び地方公共団体が相互に連携することをいう。)の推進を図ること。
- 六 地域にある産業基盤その他の地域資源を活用して行う事業環境の整備を図ること。
- 七 後継者をはじめとする事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。
- 八 事業の承継又は廃止の円滑化を図ること。
- 九 女性の活躍促進及び障害者の雇用拡大を図ること。

(小規模企業的重要性を踏まえた配慮)

第十四条 県は、前条各号に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、小規模企業の事業活動及び経済に果たす役割の重要性に鑑み、その事業の持続的な発展を図るため、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を

講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十八号

岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例

目次

前文

第一章 総則(第一条 第八条)

第二章 障害を理由とする差別の禁止(第九条)

第三章 共生社会実現施策(第十条 第十五条)

附則

豊かな森を源として県内をあまねく流れる「清流」は、美しい自然や伝統的な文化を育んできただけでなく、里や街、人と人をつなぎ、地域の絆を深め、障害のある人もない人も共に生きる社会を徐々に育んできた。

さらに、ぎふ清流大会においては、障害のある人が積み重ねた努力の成果を發揮する姿や障害を乗り越えて懸命に頑張る姿が、県民に感動を与え、ともに、県民総参加による地域の絆づくりの取組が、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりをさらに押し進める契機となった。

しかしながら、障害のある人の社会参加が進む中、今なお障害を理由とする差別や社会的障壁が存在することも事実である。

こうした状況を踏まえ、障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進することはもちろん、さらに一歩進んで、障害のある人となない人とが積極的に交流する機会を幼児期から増やし、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりを進めていかなければならない。

このため、障害のある人への誤解や偏見を無くしていくよう、教育や普及啓発、交流

の機会の創出等に、県、障害者関係団体、市町村、県民及び事業者が、それぞれの役割を果たすとともに、互いに連携して、又は一体となつて取り組む必要がある。

ここに、全ての県民のために、障害を理由とする差別を解消するとともに、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない個人として尊重し合い、障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくりを目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、障害のある人に対する理解を深めることその他の障害を理由とする差別を解消するための取組及び障害のある人と障害のない人との交流を促進するための取組について、基本理念を定め、県の責務並びに障害者関係団体、市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、これらの取組に係る施策を総合的に推進することにより、障害を理由とする差別を解消し、障害のある人も障害のない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる社会（以下「共生社会」という。）の実現を図り、もつて県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「障害のある人」とは、障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「障害」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。

3 この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(基本理念)

第三条 共生社会の実現は、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提に、次の事項を旨として図られなければならない。

一 全ての障害のある人は、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二 全ての障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、

地域社会において他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと。

三 全ての障害のある人は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

四 障害を理由とする差別及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての県民の問題として認識され、その理解が深められること。

五 県内に暮らす障害のある人の生活だけでなく、県外から訪れる障害のある人の過ごしやすさにも配慮されること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消及び障害のある人と障害のない人との交流の促進による共生社会を実現するための施策（以下「共生社会実現施策」という。）を総合的かつ主体的に策定し、及び実施する責務を有する。

(障害者関係団体の役割)

第五条 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人の意見を聴き、必要に応じ、県及び市町村に対し必要な措置を講ずるよう要請することその他の共生社会を実現するために必要な障害のある人に対する支援を行うよう努めるものとする。

2 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるための啓発を行うとともに、県、市町村又は他の障害者関係団体が発する共生社会実現施策又は障害を理由とする差別の解消及び障害のある人と障害のない人との交流の促進による共生社会を実現するための取組について協力するよう努めるものとする。

(市町村及び障害者関係団体との連携等)

第六条 県は、市町村が独自の工夫により、共生社会実現施策を実施する場合は、市町村と連携して共生社会実現施策を推進するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、障害者関係団体が前条第二項の取組を実施する場合は、障害者関係団体と連携して共生社会実現施策を推進するとともに、その活動に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、前二項に規定する市町村及び障害者関係団体と連携し、又は一体となつて共生社会実現施策を推進するものとする。

(県民の役割)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努め、障害のある県民及びその関係者は、社会的障壁があると感じた場合は、周囲の人に対してそれを積極的に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県、障害者関係団体又は市町村が実施する共生社会実現施策又は第五条第二項の取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 事業者は、障害のある人の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに、雇用環境の整備その他適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めるものとする。

第二章 障害を理由とする差別の禁止

第九条 何人も、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第三章 共生社会実現施策

(県民会議)

第十条 県は、共生社会実現施策に広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、県民会議を設置する。

(啓発等)

第十一条 県は、県民の基本理念に対する関心と理解を深めるとともに、白杖(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第十四条第一項に規定する目が見えない者が携えるつえをいう)、障害のある人に関する記号(障害のある人が利用できる建物、施設であることを表すための記号その他の障害のある人に関する事項を表示するための記号をいう)、その他の障害のある人に対する理解を深めることに資する知識の普及を図るため、必要な啓発を行うものとする。

2 県は、市町村その他の関係機関、らう者(手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。以下同じ)、手話通訳者等と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるとともに、らう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

(教育の充実)

第十二条 県は、学校教育において、障害のある人に対する理解及び手話に対する理解

の促進を図られるよう努めるものとする。

(交流の促進)

第十三条 県は、障害のある人と障害のない人との相互理解を促進するため、幼児期から互いの交流を促進するものとし、保育所、学校、地域その他のあらゆる場所において交流の機会の拡大及び充実を図るよう努めるものとする。

(顕彰)

第十四条 県は、共生社会の実現のため、県民の模範となる行為をしたと認められる障害者関係団体その他の団体、県民及び事業者を顕彰するものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、共生社会実現施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。